平成２２年（フ）第１５５号
長野県松本市浅間温泉１丁目８番Ａ―505号　市営住宅
債務者　山本恵位子
1　決定年月日時　平成22年７月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月２日まで　長野地方裁判所松本支部

平成２２年（フ）第２３号
長野県諏訪郡下諏訪町804番地　中村アパート
債務者　葛西　　勉
1　決定年月日時　平成22年７月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月２日まで　長野地方裁判所諏訪支部

平成２２年（フ）第２８６号
兵庫県宝塚市山本台１丁目15番20号
債務者　西　　純子
1　決定年月日時　平成22年７月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月２日まで　神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第７６号
兵庫県豊岡市戸牧1094番地公立豊岡病院組合立豊岡病院、住民票上の住所兵庫県豊岡市城崎町来日702番地
債務者　藤原　篤子
1　決定年月日時　平成22年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月２日まで　神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２２年（フ）第１１９号
山口県宇部市末広町４番40―１号
債務者　友田　弘子
1　決定年月日時　平成22年７月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月２日まで　山口地方裁判所宇部支部

平成２２年（フ）第３５号
徳島県阿南市羽ノ浦町春日野１番地117
債務者　川野　理恵
1　決定年月日時　平成22年７月２日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月２日まで　徳島地方裁判所阿南支部

平成２２年（フ）第８４号
香川県丸亀市浜町305番地４　藤井住宅21号
債務者　菅　　義**德**（旧姓岩﨑）
1　決定年月日時　平成22年７月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月２日まで　高松地方裁判所丸亀支部

平成２２年（フ）第７１号
愛媛県宇和島市宇和津町２丁目３番15号
債務者　牧村　一司
1　決定年月日時　平成22年７月２日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月２日まで　松山地方裁判所宇和島支部

平成２２年（フ）第４４６号
北九州市若松区畠田１丁目10番９―102号
債務者　宮地　美紀
1　決定年月日時　平成22年７月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月２日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第５９８号
北九州市小倉南区横代北町１丁目20番20号
債務者　吉田　淳孝
1　決定年月日時　平成22年７月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月２日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第５９９号
北九州市小倉南区横代北町１丁目20番20号
債務者　吉田美智代
1　決定年月日時　平成22年７月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月２日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第６００号
北九州市八幡東区春の町２丁目５番19号
債務者　松田　雅典
1　決定年月日時　平成22年７月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月２日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第６２９号
北九州市若松区二島６丁目１番39号
債務者　村上久美子
1　決定年月日時　平成22年６月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月２日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第６５８号
北九州市小倉南区南方１丁目７番20号
債務者　吉村　弘子
1　決定年月日時　平成22年７月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月２日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第２０３号
大分市南春日町８番３号
債務者　三代　順子
1　決定年月日時　平成22年７月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月２日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第３３８号
大分県臼杵市大字市浜545番地の５
債務者　高野由加利
1　決定年月日時　平成22年７月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月２日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第３４３号
大分県別府市大字鶴見640番地
債務者　坪田　陽子
1　決定年月日時　平成22年７月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月２日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第３４８号
大分県臼杵市野津町大字西神野581番地
債務者　川野　勝政
1　決定年月日時　平成22年７月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月２日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係